

1. 令和7年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和7年6月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第73号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第74号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第75号 郡上市税条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第76号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程8 議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第80号 財産の無償譲渡について（旧美並庁舎ほか3施設）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程9まで

日程10 議案第83号 財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
総務部付部長	村 瀬 正 純	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	農林水産部付部長	伊 藤 公 博
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位には、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

ここで皆様をお願いを申し上げます。毎回申し上げておりますが、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、またマナーモードにさせていただくよう、御配慮のほうよろしく願いいたします。

また、本日もお忙しいところ、傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、16番 原喜与美議員、17番 野田かつひこ議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従い、お願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされますようお願いいたします。

また、終了の5分前になりますとチャイムが鳴りますので、それ以降は新しい質問にはできるだけ入らないような御配慮もよろしくお願いいたします。

◇ 蓑 島 正 人 議 員

○議長（森藤文男） それでは、6番 蓑島正人議員の質問を許可いたします。

6番 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずは、おはようございます。大変暑い日が急に来ました。30度を超えて、皆様には体を壊さないように御自愛いただきたいと思います。

それでは、私の質問の大項目のほうですが、1件であります。児童生徒等の移動手段の確保について、それからの小項目が2件でございます。

最初に、小項目1、児童生徒及び地域住民の効率的な移動手段についてお尋ねいたします。

少し昔の話になりますけれども、私が高校に通っていた頃は、昭和の終わり頃、国鉄越美南線が北濃駅から朝早くに出発して、国鉄バスの名古屋から金沢までの、さくら道で有名な名金急行線バス、これ日本一長いと言われた路線のバスですが、これが走っていきまして、白鳥駅から福井大野へ大野線、それから石徹白線、六ノ里線、阿多岐線、那留線、鷺見線といった路線があり、また岐阜バス、その他のバス路線が、古道線、八幡線、明宝線、和良線、小駄良線、新宮線、相生線、寒水線、気良線、小川線、祖師野線と、この大きな郡上、その当時は郡ですけども、郡上を公共交通が日に数多く、上り下りを走っておりました。

朝夕は、高校のある八幡駅と白鳥駅に高校生が集まり、通勤者や小中学生も多くて、鉄道とバスが行き交い、自動車、自転車も人も混み合う、本当ににぎわい場所でした。現在では、白鳥バス、八幡バスが、郡上市の公共交通機関として運行しております。

車社会の中で、道路状況が良くなって、学校の近所にバス停ができて、四車線高速道路が走り、様々な交通手段が使えるようにはなりましたが、人口減少、少子化が進んでお客さんが減り、運転手等の人材不足の中で、毎日のバスの運行は本当に助かっています。

写真1をお願いいたします。写真が出るかと思いますが、この写真は、郡上高校横のバスのバス停です。バス停が高校の横にできたことによって、最近八幡のまちの中に繰り出して、高校生が多く歩いていく、そういった風景もあまり見られなくなったと聞いております。

また、近年の状況は、長良川鉄道の本数は減り、バスの路線も絞られて本数も少なくなっております。昨年度の6月議会で、1番議員が、過疎地等における公共交通の現状と今後についてと、3月の議会でも一般質問で、9番議員が、郡上市運行バスの今後についてで質問をされて、その返答としては、公共交通を検討中と聞いております。

このような状況下で、国より、昨年10月に、児童生徒及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用についてと題した通知が、県の交通・教育・スポーツ文化担当部署に出され、県内の市町村の交通・教育・スポーツ文化部署やその他の管内の関係団体や関係施設に対し、交通分野と教育分野及びスポーツ・文化の関係者が連携・協働し、地域交通の維持・確保及び利便性・生産性・維持可能性の高い地域交通への再構築が図られるよう、主体的かつ積極的な対応をお願いすると求められていますが、そんな中、現状はどうであるかと聞き取りをしてみますと、市内の末端部へ向かうほど家族や保護者の負担が大きくなっています。

高鷲地域に在住の高校生は、郡上高校で部活動をしてから、帰宅の際、バスの運行がないため、美濃白鳥駅まで各自の親が駅に迎えが必要となっています。平日も休日ダイヤも、高鷲地域まで運行しているバスの本数が非常に少ないため、これは平日は4本、休日は3本のみで、これは各自の迎えが必要となります。

また、郡上高校横の最終のバスの運行時刻が19時5分と早いため、好きな部活動に参加している生徒や進学のため塾に通っている生徒は帰る手段がなく、保護者が郡上高校まで迎えをする状況です。

このため、地元の高校に通っている生徒がバスを利用しやすいように、運行時間の調整や、夕方以降のバスを増便できないかと、学生の親から要望が出ております。

郡上市として、公共交通機関利用についての実態をどのように把握されているのか、これはバスですけれども。公共交通の現状を改善していくために、今後どのような対策をお考えか伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきますが、初めに、郡上市の公共交通の現状について若干触れさせていただきたいと思います。

令和6年度における利用者数でございますが、自主運行バス、路線バス、デマンド型乗り合いタクシーの全路線を合計いたしまして、延べ約19万1,000人で行いました。また、長良川鉄道の利用者数は延べ約77万4,000人となっております。

次に、市の財政支出のほうでございます。令和6年度実績で民間の路線バス6路線、デマンド型の乗り合いバス・乗り合いタクシー5路線、自主運行バス19路線の運行に対しまして、補助金や運行の委託費などを含めると、総額で約2億5,616万円となっております。

また、長良川鉄道に対しては、施設整備や維持修繕費等で、総額で約2億6,568万円の補助金を、加えて、経営安定のための補助金として約8,691万円を支出しております。バス、乗り合いタクシー、鉄道、全ての運行に係る補助金、委託費等では、総額で約6億875万円を支出している状況でございます。

これらを踏まえまして、御質問にお答えしたいと思いますが、郡上高校から高鷲地域へ帰宅する際の公共交通が十分でない。そのために保護者の送迎に係る負担が大きいと御指摘ございました。確かに、市民の皆様にはそれぞれの生活パターンがあり、高鷲地域に限らず、お住まいの場所や移動の時間帯によっては、公共交通で対応できない部分があることは承知しております。しかしながら、公共交通である以上は、比較的多数の方が効果的に乗車いただける時間帯に合わせて効率的に運行していくことが必要であることを御理解いただきたいというふうに思います。

先ほど、公共交通の運行に要する市の支出額を申し上げましたが、人口減少下において、利用者の絶対数の減少も想定される中では、利用が少ない便の減便、またダイヤ改正、こうしたことについては当然のごとく検討はしてまいりますが、相当な効果が認められる場合を除いては、バス等の便数を増やすことは困難であるということが市としての考えでございます。

このため、公共交通で補い切れない部分についてはそれぞれの御家庭で、また、保護者間の相互協力などにより移動手段を確保いただくことも必要であると、このように考えております。

次に、利用実態の把握についてでございますが、市ではこれまでも毎月の運行日誌の集計により利用者数等の把握に努め、実際に運行している交通事業者との情報交換をしながら、路線別、便別の利用状況などの公共交通の実態を把握し、必要に応じて見直しを行っています。

例えば、郡上八幡白鳥線、万場線や白鳥ひるがの線については、運行事業者であります株式会社白鳥交通、本年4月の乗車状況の調査をいただき、便ごとの一般利用や高校生利用の状況を把握しております。このような利用実態を分析しながら、減便やダイヤの改正など、必要な見直しを運行事業者とともに進めていきたいと考えております。

現在、公共交通の見直しに着手をしておりますが、幹線交通については、いかに費用対効果を高めていくか、また、支線交通や地域内の交通については、それぞれの地域の特徴を反映し、いかに幹線交通に接続していくか、また、その運行主体をどうしていくかに重点を置いて検討を進めていきたいと考えております。

その糸口といたしまして、いま一度、現在の公共交通の状況を振り返り、もっと効率的な地域住民の需要に合った運行方法はないかを探っていききたいと、このように考えているところです。

地域住民の皆様の需要に合った運行方法を考える中において、地域協議会の持つ役割は非常に重要であると考えております。地域の公共交通は、地域の特色を生かした形となるのが理想であるため、地域の住民の皆様が思う公共交通の形を、それぞれの地域協議会から御提案をいただきたいと、このように思っております。

その中で、市としてできること、運行事業者としてできることを整理・調整し、地域が主体となって取り組んでいただくことも含めて、高校生の通学や高齢者の移動手段を確保していきます。

なお、現在の事例の1つを御紹介申し上げますと、高鷲地域協議会では、昨年度実施した住民アンケートを基に、これからの地域公共交通の在り方について話し合いが行われております。今後、提案がなされると思いますが、住民の皆様が主体となった地域住民のための運行形態となることを期待しているところでございます。

最後に、国におきましても、再構築の検討や実証運行に対する新たな補助制度が開始されています。今や、公共交通は、行政や交通事業者だけではなく、住民主体での検討も必要とする一つの転換期を迎えていることを認識しております。市といたしましても、こうした補助制度を最大限に活

用しながら、地域団体や運行事業者との連携をいたしまして、地域住民の皆様が主体となった地域公共交通の確立を目指していきますので、御理解と御協力をお願いしたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員。

○6 番（蓑島正人） 昨日ですけれども、自宅に帰りましたら、たまたまですけれども、白鳥交通さんのほうからのダイレクトメールで、各家に出したと思うんですが、バスの運転手を求める、そういったものが入っておりました。内容を見ますと、スクールバスの運転手を募集している。賃金とかがいろいろ入っていましたが、目的は白鳥・大和のスクールバスの運転手と、このように書いてありました。こういった、本当に人材不足の中で、こういった努力をするのは本当に大変だと、本当に思います。

今の八幡の中央部から白鳥の中央部、ここには長良川鉄道が走り、それにリンクしたバスも走っています。

また、この、そういった中央部から入り込んでいく末端部に関しましては、利用が少なく、実際は思い描くようなサービスが本当に難しいのだと思います。先ほどおっしゃっていたとおりの、高鷲の地域協議会では、今年度、案をいろいろとまとめているようですので、市のほうとしてその案を精査していただきまして、利用者の利便性と経済性に、持続可能性の高い地域交通、地域ごとの交通へのこういった移行を進めていただきたいと思います。

こういった末端部に住む学生が、自宅がいいと、地元がいいと言ってくれて、高校の寮もあるんですけれども、本人は高鷲から通いたいと、高鷲から通っています。こういった地域の子どもを地元に残すことは、地域社会のために必要な、重要な課題だと思います。いつまでも住みたいふるさとでなければいけません。そのためにどうすればいいかを考えまして、郡上内、地域と連携しながら、こういったよい地域づくりをお願いしたいと思います。難しい点も多いですけれども、どうかよろしく願いしたいと思います。

続きまして、小項目の2、保育園送迎バスの運行状況についてお尋ねいたします。

この6月の最初の各家庭への配り物の中に、郡上市内の一部の保育園での保育士不足のため、送迎バスに乗る人員が確保できず、保育園送迎バスが運行できない、そういった状況の説明文書が入っておりました。このバスが走らないために、そういったところでは、保護者による送迎負担が増加しまして、保護者の日常生活や就労に支障が出ているといったような声が寄せられております。そして高鷲北部の保育園でも、そういったバスが出ていないのですけれども、写真2をお願いいたします。

写真が出てきましたでしょうか。これはホワイトアウトという現象の写真なんですけれども、高

鷺北部の保育園に通うためには、鷺見方面からは鷺見高原の畑や牧草地が続く、そういった地形のところを走ります。そういったところに、冬にはホワイトアウト現象というものが起きまして、運転が大変危険です。ホワイトアウトは雪が積もっている状態で、雪が多く降ってき、濃い霧や吹雪で視界が真っ白になり、道路の位置が分からなくなり、畑や牧草地に車が入ってから気づくような怖い現象です。

検索をかけると、映画などそういったものが出てくるかと思いますが、そういった登山中にも起きると。例えば、山に登って200メートルも進めば山小屋があったんだけど、そこに行き着かなかったとか、そういった映画とかもありますけれども、こういった現象が、郡上市の北部では、たまにこういった地形が開けたところで起きます。

これは私の経験ですが、少し何年か前の話ですが、時間は午前9時半頃だったと思います。真っ白に雪が積もっておりまして、空は白い曇り空。雪がこんこんと降る中、ひるがのSAの方向へ上野高原へ走っていると、鷺見の方から上がってきて、県道から走っていると、鷺見高原に入ったところで、道路脇には雪の壁があるはずなんですね。雪があるはずなんですけれども、見ると周りが真っ白なんです。速度を落としまして、助手席の窓から横にあるはずの壁を見ても真っ白なんです。道路のどのあたりを走っているのかよく分かりません。何か白い中を走っているような状況です。車のライトもつけて、何か変わるかと思うんですが、あまり変わらない。横に除雪で壁があるものですから、その壁に車とガサガサとぶつかってやっとな、ああ、ここが壁なんだと分かるような、そんなような状況でした。しばらくゆっくりと走りまして、牧歌の里の辺で陰影がちょっと分かるようになってきて、その辺から同乗していた方もいたんですが、その人も、声が出ないような状態でびっくりしておりました。これが日々の仕事で上野高原に通う人や、こういった暮らす方にホワイトアウト等の写真や動画を誰か持っていないかなと思って聞きましたが、そんなときに動画を撮るとか写真を撮るなんて思いつくはずがない。そんなことはできないと言われました。

こういったことを、特にたかす北保育園の保護者会長も大変心配しておりまして、特に保護者の中には、郡上の外からお嫁に来た人も多く、冬の雪道での運転は大変子ども連れては危険であると、そういったことを心配しておりました。

こういったバスが運休している状況の原因であります。保育士の不足は全国的な課題ですが、我が市においても子育て環境の悪化により子育て世代の流失につながるなど、地域社会全体への影響も大きいと考えられます。

保育士の資格を持っている方を登録保育士として採用していると聞いてはいますが、今後、保育体制維持に向けた長中期的な人材確保計画など、保育体制維持に向けた長中期的な人材確保計画など、郡上市が子育てしやすい市であり続けるために、この問題についてどのような対応を考えておられるか伺います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 公立保育園の通園バスについては、過去に国から発出された通知においては、保育所への通園は保護者による登園・降園が原則であるが、地域事情を勘案して、バスを運行することも差し支えないとされ、こうした場合には、利用者から費用を実費徴収するものとされています。

郡上市においては、住民サービスの一環として通園バスによる送迎を実施してまいりました。しかし、園児全員が利用しているわけではなく、各園とも利用数・乗車率は年々減少しています。また、夏季と冬季、日によっては登園と降園で利用が異なり、場合によっては乗車する園児が1人となるときもあるなど、利用人数が変動し、非常に不効率な運行状況となることが多く見られていました。

また、令和7年度の入園希望申込みの状況から、公立園の保育士配置数を検討した結果、保育士不足により園児数が少ない小規模園においては、配置できる保育士が少なくなりました。

こうした中、送迎バスへの添乗に保育士の配置を行うと早朝・延長保育への対応ができなくなるため、結果として定時での保護者の迎えが必要になることとなり、逆に早朝・延長保育を実施すると送迎バスへの保育士配置ができないため、バスの運行ができなくなる状況となります。

特に、北部においては、臨時に保育を支援していただいている登録保育士の方が、冬季はスキー場の託児所で保育に従事されることから、保育士の確保がさらに厳しい状況となっています。

募集しても必要数を満たすことができない保育士は、郡上市だけではなく、県内の自治体、私立園でも争奪状態となっております。市では、保育士確保のため、令和6年度から採用試験の内容を緩和しましたが、必要数を満たすことができておらず、さらに確保対策を検討する必要があると認識しています。

このような状況の中、市では早朝・延長保育の体制確保を最優先とするため、バス運行体制の見直しを行うこととし、小規模園で乗車率の低い園においては、送迎バスの廃止、乗車人数・乗車率が比較的高い園においても運行ルートの見直しと利用料の値上げをすることとしました。

昨年12月下旬に、バス運行の見直し方針について、保護者に事前連絡を行い、1月上旬に再度決定事項として通知し、その後の問合せに対しては、各園で説明を行ってまいりました。また、6月の広報に合わせて、バス運行の見直しに関する説明資料を配布させていただいたところです。現時点では、やむを得ない措置であることを御理解いただきたいと思います。

現在、保育士が不足する部分については、会計年度任用職員や家庭の状況などにより短時間の勤務など、多様な働き方を望まれる方に臨時で勤務いただく登録保育士として支援をいただいております。

一方で、現状では保育士は不足しておりますが、今後の子どもの数の推計とバランスをとりながら、計画的に保育士の採用数を検討していく必要もあると考えております。

現時点では、御質問にあったような中長期的な人材確保計画はありませんが、子どもの数の推移も見据えながら、適正規模を踏まえた公立園の数、保育士の配置に関する見込みを検討していくことも必要であると考えています。

子どもが減り、保育士を希望する人も減っている中、これまでと同様な保育体制の維持といった御要望の全てには応えられないというのが実情となっております。保育士不足という現状を打開するためには、市民の中で保育士資格をお持ちになる方に御協力をいただくことや、お子様が市外で保育士として勤めている場合、あるいは保育士を目指しておられる場合、こうした場合には、郡上へ戻ってきていただけるような働きかけをしていただくなど、市民の皆様の御協力が必要となります。

保育ニーズの高まりにより業務負担が増大していく中、バスの添乗業務が少なくなることで、保育士の負担が軽減され、保育に集中でき、保育の充実につながるほか、保育士の労働環境改善が図られることで、離職防止対策にもつながります。

今後、保育士の数を減らさないことも、保育士確保対策の一つであると考えております。今後も保育士の確保に努めながら、早朝・延長保育、土曜日の希望保育など、預かる体制をできる限り確保していきたいと考えていますので、保護者の皆様、市民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） 先ほど自分から申しました6月の最初にリーフレット、そういったものが配られたという中ですが、そんな中で、今でもたまたま、市長は、保育園の迎えをやめたのか、そういうふうにおっしゃる方が見えます。今のこういった答弁を、なるべくいろんなところで話をしていたいて、理解をしていただくということは本当に大切だと思います。

もう一つは、やっぱり人材を探すということで、私も人材をいろいろ考えたり探したりしております。こういったところに若い世代が入ってくれて長いこと勤めてもらえるといいとは思いますが、最近では国のサラリーマンに複数の職業も認めると、また公務員でも複数の部署で働く環境ができるようになったと。

この前あるニュースで見たんですけども、ある市役所で、普通の課で働く職員が、早朝はバスの運転手に行くと。バスの運転をしてから、終わってから自分の部署に行って仕事をすると。そういったような働き方も現在できるようになっていると聞きます。そういった中ですので、いろいろな資格を持った職員がおったら、そういったこともお願いできたらどうかなと思うところもございます。

す。

また、これも、見つかる・見つからない、いろいろ大変だと思いますけども、隣の高山市、特に荘川町は北部の保育園から南部の保育園へ行くよりずっと近い、数キロ行くともう高山市に入りますので、そちらの方にもリクルート等をお願いできたらと思っています。

また、先ほどのホワイトアウト等につきましては、ユーチューブ等でもありますので、そういったものを見ていただければ、かなり怖い、不思議な現象ですので、そういったものを起こさないように、あるいは慣れた者が運転するのが一番いいと思うんですけども、そういった部分も何とか回避できるようにお願いいたしまして、自分の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、蓑島正人議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時15分を予定しております。

(午前10時03分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時15分)

◇ 長岡文男 議員

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。ラス前ですけれども、しばらくお時間を拝借したいと思います。どうかよろしく願いいたします。

さて、今回は大きく2点につきまして質問をさせていただきます。1点は、宿泊税についてでございます。もう一点は、公用車のカーナビNHK受信料の未払い問題について。

まず1点目、宿泊税の導入についてでありますけれども、郡上市の観光業、コロナ後、徐々にではありますけれども、多くの観光客が訪れるようになってまいりました。観光業の振興には多くの費用が必要でありまして、そのための財源の確保が大きな問題ではないかというふうに思っております。

こうした中で、他の自治体におきましては、宿泊税の導入を進められているところも幾つかございます。税收の一部を観光振興や地域資源の整備に充てられるようで、本市においても、この宿泊税導入について議論を行う必要があるのではないかというふうに思っております。

さて、今年の4月13日から大阪関西万博「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催をさ

れておるところでございます。半年間の会期で2,820万人の来場を想定されているそうであります。

今から55年前、1970年（昭和45年）3月でございますけれども、日本で初めて開催された万国博覧会、大阪万博が開催をされました。そのときのテーマは、「人類の進歩と調和」、芸術が爆発だ、の岡本太郎氏がデザインをしました高さ70メートルの太陽の塔がシンボルでございました。

アポロ12号が持ち帰った月の石やワイヤレステレホン、今でいう携帯電話のことですけれども、こうしたものが最も話題になったわけであります。

当時、私は小学生でした。5年生だったと思いますけれども、学校から万博に連れて行っていました。入場料は400円。家で探しましたら当時の券が出てまいりました。ここに少し載せてございますけれども、これが当時の入場券。400円と書いてありますけれども、タブレットの方に載せておりますので、見ていただきたいと思いますけれども。ちなみに、今開催されております万博は、4歳から11歳が1,800円、12歳から17歳が4,200円、18歳以上が7,500円だそうです。

私、当時万博に行きまして、印象に残っているのはただ一つだけです。初めて外国の方を見て、肌の色の違いや髪の色の違い、言葉の違い、そうしたことに非常に衝撃を受け驚きました。そうしたことを記憶しております。当時、外国の方と間近に接することが全くなくて、初めてのことでありました。私にとっては、ペリー、黒船の来航みたいな、そんなイメージで、「上喜撰（蒸気船）たった4杯で今日も眠れず」なんていううたもございますけれども、当時は私はそんな感覚でございました。

このとき、大阪万博の総来場者数は6,421万8,770人であったそうであります。

こうした国際的なイベントは多くの観光客を引き込めるわけですが、大阪府は2017年からこの宿泊税を導入しておりますけれども、今回の万博の開催に伴い、宿泊税を最大200円引上げをしました。これによって税収は25億円から80億円に増える見込みであるそうであります。引上げによる増収は、外国人観光客の増加によるオーバーツーリズム対策に活用されるそうです。修学旅行生などにつきましては、こういった課税を免除されているそうです。

先般、この現在開催されている万博に行った方にお土産をいただきました。この今、タブレットに写真に載せてございます知事のまんじゅうです。こうしたことでも、郡上のほうでも、市長まんじゅうとか、市長もなとか、そういったものを考えてみたらどうでしょうかね。ちなみに大阪の知事は、このまんじゅうの売上げの収益は一切入らないそうです。

さて、岐阜県内では、10月から高山市、それから下呂市も宿泊税が導入される予定であります。高山市は、宿泊料金に応じて、1人1泊100円から300円を、年間4億円の税収を見込んでいるそうです。下呂市も同様に、宿泊料金に応じて、1人1泊100円から200円を徴収し、年間1億9,000万円ほどの税収を見込んでいるそうです。これらの税収は、観光振興や地域の整備に活用されるようであります。

観光客に対して宿泊税の導入を検討することが、今後の観光振興に寄与すると考えられます。地域社会への還元も大きく期待されているところであると思います。

宿泊税を導入するかしらないかは、まず観光振興と地域活性化の目的がどれだけ達成できるか、税収が観光資源の整備や地域づくりに有効活用される見込みが立つか、そうしたことがポイントになるかと思います。観光業者や市民の負担をどれだけ軽減できるか、その影響を最小限に抑える施策が整っているかも重要な判断の材料ではないかというふうに思っております。

さらに、宿泊税によりまして経済的な影響や観光客数への影響を予測していただき、導入によるメリットがデメリットを上回ると判断されるかが鍵になるかというふうにとっております。

そこでお伺いをいたします。1番、2番と分けておりますけれども、2つ続けての質問とさせていただきます。

郡上市として宿泊税の導入について、現状の観光業や財政状況を踏まえ、どのようにお考えであるか。

そして2つ目に、宿泊税導入については、その利用目的を明確にし、市民や観光業者の理解を得ることが重要であると考えますが、宿泊税が導入された場合の税収はどのように活用されるのか。現時点での観光業者や市民の反応についてどう考えられているのか、お伺いをしたいと思います。どうかゆっくり答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） 長岡文男議員の質問に、それぞれ答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 長岡議員からの質問について、答弁させていただきます。

まず初めに、宿泊税について説明させていただきます。

地方自治体には、課税自主権といいまして、地方自治体の自主性を発揮するための地方税の税目、税率設定につきまして、一定の裁量が与えられております。このうち、地方自治体が議会承認の上、総務大臣の同意を得ることにより徴収が可能となるものが法定外税という形でありまして、また、税の使用用途をあらかじめ設定しておくものを目的税とされております。宿泊税については、この課税自主権に基づき設定されまして、あらかじめ使用用途が定められました法定外目的税という形で、近年、多くの自治体が導入を実施・検討されている状況となっております。

宿泊税につきましては、主に観光を目的に郡上を訪れ、市内宿泊施設に宿泊していただく方に御負担いただくことになろうかと思えます。宿泊税のお金の流れとしましては、宿泊事業者の方々に特別徴収義務者として、市に代わって宿泊者の方から税を徴収していただき、その後市へ納付していただくことになろうかと思えます。

次に、宿泊税の徴収に向けた検討としまして、現在の郡上市の観光の状況についてお示しします。

市内への観光入り込み客数につきましては、議員おっしゃられたとおり、新型コロナウイルス感染症による落ち込みはありましたが、その後は順調に回復しております。令和6年の延べになります。宿泊客数は約41万5,000人。コロナ禍前の令和元年比で89%となっております。

宿泊数につきましては、今申し上げましたとおり、回復傾向ではありますが、昨今の物価高騰に伴う仕入れ原価の高騰であったり、人件費の上昇、人口減少等に起因します事業の担い手不足など、経営状況は依然厳しい状況が続いていると認識しております。

観光振興のためには、観光に関わる各種産業の持続的発展が必要でありますので、行政としましても各種の振興策に取り組まなければならない、施策実施におきましては当然のことながら、財源が必要となります。宿泊税は、こうした観光振興に資する施策実施のための財源確保策の一つになるものと考えられます。

それでは、本市が仮に宿泊税を徴収することになった場合におきます税収額の試算についてお示しします。

先ほど申し上げましたとおり、令和6年の延べ宿泊数につきましては、約41万5,000人です。ここで宿泊者1名につき仮に一律で200円を課税するとしますと、単純計算ではありますが、年間約8,300万円の税収額となることが想定されます。

しかしながら、他自治体が実施されておりますように、修学旅行などの児童・生徒への免除や減免、民泊の宿泊者からの徴収をどうするか、さらには宿泊額による段階的な税額変更、こういった制度設計によりましては、今申し上げました試算額は大きく下がります。そのあたりにつきましては御承知おきいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

このため、実際に宿泊税の導入に向けましては、詳細にわたるシミュレーションと制度の検討が必要と考えられます。

次に、宿泊税の試算額に踏まえた上で、メリットと課題について申し上げたいと思います。

メリットにつきましては、法定外目的税という形で、その使用用途を観光振興に資する事業への充当と設定されますと、観光地におきます環境整備等への取組に向け、市の財源が一定額確保することができるというふうに考えられます。課題につきましては、宿泊税を導入するに当たり、先ほど申し上げましたが、宿泊事業者の方々に特別徴収義務者として、宿泊者からの宿泊税の徴収を行っていただくことが想定されます。この徴収に伴う事務負担が生じる形になります。

事例としましては、宿泊事業者によりましては、課税に伴う宿泊料金や宿泊プランが変更、宿泊者に対する請求書や領収書等への宿泊税の記載や、宿泊税の適切な管理をするための収入・支出の記録、また会計処理をするためのシステム行使などの多くの作業や費用が発生することが想定されます。

このように、宿泊税の導入に向けた検討を行っていくには、観光事業、地元経済への影響を十分

に評価するとともに、事業者や観光客への十分な周知が必要と考えます。

また、制度設計におきましても、課税対象の明確化、税額もしくは税率の設定、徴収の方法、使途の明確化など、運用体制の構築も必要となります。

今後、市が観光地として持続的発展をしていくためには、宿泊税などの新たな財源確保の必要性はあると考えておりますが、そのためには、今議員がおっしゃられたとおり、岐阜県内におきましては、高山市と下呂市が今年の10月1日から、岐阜市が令和8年4月1日から、それぞれ宿泊税の徴収を始められるということをされておりますので、こうした他市の先行事例を参考にさせていただきながら、制度設計や事業者支援策、徴収した税の活用方法について、研究を行っていかねばならないと考えておりますので、よろしくお願いします。

私の方からは以上です。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） ただいま、議員におかれましては、独自財源の確保という点で、大変前向きな御意見をいただきありがとうございます。

宿泊税の徴収に当たりましては、市民、観光事業者、税を納めることになる観光客、これら全ての宿泊税に関わる人、いわゆるステークホルダーから納得がいただけるかどうかということが、まず一番大切だと考えます。そのためには、まず意見をよく聞くこと、制度などの周知、こういったことを十分に行う必要がございます。

このほか、宿泊税の活用先、活用目的というようなことも、部長が申しましたように、しっかりと裨益をステークホルダーに波及させることが必要となってまいります。

宿泊税の導入につきましては、一般市民を含めて、宿泊業者にも十分分かりやすく説明がまだできておりませんので、今後、賛否両論出てくると考えています。そういった中で、郡上市観光連盟が観光事業者に対して、宿泊税を含む観光振興に必要な財源の在り方ということについてアンケートを実施されると聞いております。寄せられた意見につきましては、共有をしていただき、宿泊税の検討に生かしていくようにしたいと考えています。

仮に宿泊税を導入するとすれば、活用先として中心的に考えなければならないのは、持続性の高い観光地をつくり上げていくことになると思います。部長の答弁にもありましたが、担い手不足は深刻な状況にあり、現場で事業を行う人材がいないとか、経営を継承する人材がいないといった様々な課題がある中で、今後長きにわたって郡上の観光を担ってくれる若い世代の力が必要になってきます。そのための振興策の一つとして、郡上の観光産業に若い世代を呼び戻すことができる施策を検討する。こういったアイデアは、観光産業をはじめとして、多様な産業から参加する若手世代にも考えてもらうことで進めていきたいと思っています。

今後、宿泊税を導入するか、もしくはしないかは、関係者の間での合意形成を十分していくため

に、まずは関係部署を中心とした研究が必要と考えています。

ただし、高山市、下呂市、岐阜市では、観光事業者から宿泊税の導入に関する要望が契機となり、この税の導入が決定されたとのことです。郡上市におきましても、今後の持続可能な観光地づくり、これを進めるために、行政が宿泊税の導入を主導していくのではなく、観光産業に関わる人、事業者から自ら考えていただき、官民一体となって取り組めるよう、今後、定義、研究、議論、これを行っていくようにしていきたいと考えます。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。

ちょっとタブレットのほうに宿泊税のイメージの図を載せておりますので、まず開いていただきたいと思いますが、宿泊税によりまして、この郡上市の財布のほうにお金が入ってくる、チャリ銭しか入っていないですけれども、そんなイメージでつくってみましたけれども、先般も、郡上おどりの運営委員会のほうですか、投げ銭というようなことを試行的にやられるということでありましたけれども、今、市長が言われましたように、その関係の事業者、団体、そういった方から声がどのように上がってくるかということが一番重要なことだと思っておりますけれども、宿泊税の導入は、観光振興と市民活性化の一つの必要な施策になるかもしれませんが、導入に関しては、今言いましたように、適正な税額の設定とか運用方法、観光事業者、市民の配慮を十分に行う必要があるというふうに思っております。

今ほど言われましたアンケートの結果等も十分に考慮、配慮していただければありがたいと思いますが、私がそもそもこの質問をいたしましたのは、郡上市には、ここ数年、観光立市の旗印の下、観光関係に予算を随分と割いてきました。本年度におきましても観光費が約1億8,000万円、そして観光施設費、これを合わせますと3億2,000万円程度の予算規模であります。これは当初で、しかも今回補正もございました。

当初予算だけで見ましても、このうち一般財源が2億5,000万円以上必要なわけであります。こうした予算が地域への経済効果がどれほどあるのか。市のこういった観光立市でお金をかけることが市の税収増加にどれほど効果が今まであったのか。そうしたことを踏まえまして、観光にかかる財源、こうしたことについて、もう少ししっかりと考えていただける、一つの契機としていただきたいというふうに思っております。

観光業の振興と地域活性化のためには、適切な財源の確保が必要であります。宿泊税導入はその一つの手段でありますけれども、関係者の負担を最小限にいたしまして、税収が確実に有効に使われるような、そんな方法を取ることを考えていただきたいなと思っております。

これらの課題をクリアにしていくために、市としてどのような方向性を持っていくのか、しっかりとの方針を示して、この観光税だけでなく観光予算全体として、しっかりと方向性を持っていただいて、引き続き市民の理解と協力を得ながら、観光業と地域発展、そういったことに努力をしていただきたいなと思っております。

この質問につきましては、以上でございます。

続きまして、2つ目の質問に入りたいと思います。次に、公用車のカーナビのNHK受信料未払い問題についてであります。

タブレットのほうは、挿絵的にNHKの写真を載せておりますけれども、全国で相次いで公用車のカーナビNHK受信料未払いの案件、そもそも受信契約を結んでいなかったという事例が発生しております。

私は以前、単身赴任でアパートに住んでいたときに、数日間でNHKの委託職員の方が訪問されて、受信契約をするように促されました。いろんな方が見える中で、NHKの方が一番最初に見えました。その場合、同じ契約者が複数の住宅で、居住地で契約する場合、家族割制度ということで受信料が5割引き、50%割引になる、そういったお話でございました。しかし、NHKに何の届出もしていないのにすぐ訪問される、これはどういうことかなということでお伺いをしました。そしたら、不動産事業所や郵便関係の事業所で転居されてくる方の情報を手続を経て入手されて、契約状況の確認に職員を派遣されている、そういうことでございました。

個人につきましては、これほど丁寧に調査をして確認をされているわけですが、事業所や役所についてはどうであったのでしょうか。ちょっと不思議に思う点でもございます。

公用車のカーナビNHK受信料未払いの案件は、島根県や愛媛県、全国の自治体で出てきております。そもそも、このカーナビ、どのような場合にNHK受信料を払わなくてはいけないのでしょうか。NHKのホームページを見ますと、カーナビは放送法第64条に規定されている協会の放送を受信することのできる受信設備に当たり、テレビ機能が搭載されている場合、実際に視聴しなくても支払い義務が発生するというふうになっております。

では、どの車も支払いが必要なのかというと、自家用車と事業所などで使う車では違いがあり、自家用車の場合は契約は世帯単位となるなど、世帯で既にNHK契約を、受信契約を結んでいれば必要がないということであります。一方、事業所用の車の場合は、カーナビを搭載する車1台ごとに個別契約が必要になるということでございます。

こうした受信料不払いが市民に与える影響として、まず市民が受信料の支払い義務を理解していない場合、どういう方が払わなければいけないか、市民の間に誤解や行政に対する不信感が生まれる可能性があります。市民の公共機関に対する信頼にも関わる重要な問題だと思います。しかし、受信料未払いの問題が発覚すると、市民やメディアから注目を集め、自治体の評判や信用が傷つく

ということもございます。ただ、メディアも一事業所であり、自身の事業所がどうであるか、メディア自体も公表すべきではないかというふうに私は思っておりますが、そこで、本市におきましては、こうした問題は発生しているのか、していないのか。もし発生していれば、その原因をどのように分析し、どのような対応を行っているか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） はい。他団体でのNHK受信料未払い報道を受けまして、本市でも事務室内のテレビのほか、乗用車、消防等の緊急車両、バスなどの全ての公用車、また、公務用の携帯電話を対象に、テレビチューナーの有無と受信契約状況を調査してございます。

御質問の問題発生有無について、情報収集や調査結果の取りまとめに時間を要している数などはお出しできる段階にはございませんけれども、本年5月末現在で、公用車に設置してあるカーナビやバックモニター、また、携帯電話にテレビ視聴が可能で、NHK受信契約が未契約であるものを確認しております。

このような未契約状態の発生原因は、カーナビや携帯電話にテレビ受信機能がある場合に、受信機ごとに契約が必要であるとの認識が不足していたためであります。

現在、調査段階ではありますけれども、未契約機器のうち、公用車については、まずできることとして、職員でテレビアンテナの撤去が可能なものは撤去しております。また、使用できない状態にございます。また、テレビアンテナがGPSを兼用するなど、仕組みが複雑なものにつきましては、外注で撤去できないかを検討中です。携帯電話については、機器が所有することの必要性を再認識し、所有が必要な場合はテレビ受信機能がない機器への更新を検討しております。

なお、今後の方策としましては、緊急車両や出張用など、業務にカーナビが必要な公用車を調達する際、あるいは公務に必要な携帯電話を導入する際は、テレビ受信機能を有しない機器を選定してまいりたいと考えております。

以上です。

（11番議員挙手）

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。

まず、市として受信料の未払い問題を真摯に受け止めていただいております。そして対応する姿勢を示しておみえということは非常に素晴らしいことだなと思っております。

特に、公金を使用する以上、そうした義務があるという認識は、市民に対して透明性を持って対応する姿勢を示すものでありますので、信頼を損なわないための第一歩であるというふうに私は感じております。

私は、ただこの問題は単なる事業所の事務处理的な問題ではない。それ以前の法的な問題や運用上のことが大きな課題ではないかというふうに思っております。各自治体が、この実体に見合った法改正や運用について求めていく必要があるのではないのでしょうか。未払いの原因は単に自治体や事業所のそうしたところの問題ではないような気がいたします。市町村がこの問題を解決し適切に対応することは、市民に対する公平性や透明性を一層保つためには重要なことだと思っております。

そこで、今後、市民に対してどのような情報提供を行い、また市民の理解と協力を得るため、どのような取組が必要とお考えかお伺いをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 議員御指摘のとおり、市民からの信頼、これを得るためには法令遵守はもとより、適時適切な情報提供、これは必要不可欠と私も思っております。

また、公共サービスの財源となる市民の皆様から納めていただいた税が、この貴重な税がどう使われるか、市長自ら理解納得した上でその用途を決めていかなければなりません。

本案件につきましては、テレビ受信機能を有していても、本市のような山間部ではワンセグが満足に受信できない、そういった事情もございまして、NHKのほうには全国の各所でテレビジョンなどがしっかりと受信できるよう措置することも義務づけられております。

こういった中で、当市のような難視聴地域は特別契約といった分類もあるため、今後そのあたりはしっかりと研究をしてまいります。

NHKの受信料の根拠法となる放送法、議員もおっしゃいましたように、現代のようにカーナビなどの普及が一般的となる以前の世常を想定した法であります。そういった中で、全国市長会への問題提起も既に行っており、同団体を通じて法の見直しなど関係省庁への申し入れも行っていきたいと思っております。

以上のことから、本案件は、所管となる総務省から発せられる見解、方針等を待って、市がしっかりと考えて納得した上で皆さんに説明し、これを実行していきたいと考えております。

以上です。

（11番議員挙手）

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。

今、市長の答弁でございましたように、私も各自治体が連携をして、その地域の実態に見合った、そうした法の改正であるとか、運用について検討を求めていっていただきたいと思いますと思っております。

今言われましたように、市長会であるとか、県内では副市長会、そういったことでも、こういったことを話題にさせていただいて、取り上げていただきたいと思いますと思っております。

今回のこの問題を、正直に報告をし、解決策について透明性を持って、また市民には伝えていただく機会を持っていただきたいというふうに思っております。

一層、市民もこうした問題について理解していただけるよう啓発をしていただいて、そして市民との信頼関係を築くために、引き続き透明性のある行政運営に心がけていただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（森藤文男） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定しております。

（午前10時53分）

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◇ 野 田 かつひこ議員

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員の質問を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 日本共産党、野田かつひこでございます。

普通ならば通告に従いましてというところなんです、今回は通告をちょっと変更しまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

当初は、2番議員さんと同じように、図書館の問題について、新聞、雑誌等に変更があったところについての質問を準備しておったんですが、開けてびっくり、一般質問が本当にぴったりと重なってしまったので、私のほうとしては、これは取り下げのしかないかなと思いつつも、それよりも先に、まず2番議員さんより早い番号を引けばいいんだということで、よこしまな考えを持ちましてくじを引きましたが、なんと彼は1番を、私はしんがりを書いてしまいまして、やっぱりよこしまな考えはいかん、無心でいかなあかなと、この年になってもまだ悟っておりません。

ということで、最後に私が質問しまして、たった一つですが、子どもの権利を尊重する施策はどのように推進するかという観点から質問をさせていただきます。この質問だけになってから若干原稿を変えまして、余裕を持って長めにということで変えましたが、どうかよろしくお願いします。

昨日以来、劇場型なんて言葉がはやっていますが、私はどうも恐らくこれは授業型になるのかなと思いつつも、もしそうなったときには、お付き合いをよろしくお願いします。

さて、6月の4日、今月の4日の日ですが、商業新聞の一面トップを飾った大きな大きな見出しがございましたが、まさかね、4日のことを覚えていらっしゃるということは難しいんですが、実

はこれは初の70万人割れというタイトルでございます。70万人、どういう数字か大体お分かりいただけたと思いますが、昨年1年間に生まれた赤ちゃんの人数、これがとうとう70万を切ってしまった。実数は68万6,000人ということだそうですが、これは第2次ベビーブームの1970年代以降、ずっと出生率は下がり続けて、ここ10年は下へ下るカーブが本当に強いです。急降下をしております。そして、とうとう70万を切ってしまった。もちろん、合計特殊出生率も1.15ということだそうですので、大変な事態になっております。資料1を御覧くださいませ。こうして出生率は激減して、本当に大きな社会的な課題になっているんですけども、実は一方で、御覧のとおり、このグラフ、これは文科省の今出されたばかりの一番ホットな資料でございます。昨年の不登校の状況。左が児童生徒の不登校の実数、右が1,000人当たりですが、パーミルを表します。どうでしょうか、これ。ここ3年、4年ぐらいはうなぎ登り、何が登るのかですね。こいのぼりかもしれません。本当に大変な勢いで登っております。比率からすると当然ですよ、そのカーブも強くなりますが、というのは、子どもさんの数が減っていく、不登校は増えていく、反比例ですよ。こういう状況になって、本当に深刻な事態になります。

この不登校の数、何と34万6,000人。先ほど生まれた赤ちゃんが68万人ですから、妙な比較ですけども、その半分が学校へ行きたくない、こういう時代になっています。

資料2を御覧になっていただきますか。この不登校だけではありません。学校を中心とするいじめの件数、大変な勢いで上ってきて、コロナのときはちょっと下がったんですね。そしてまた勢いを盛り返して上った。中学校が比較的落ち着いておる。これはいろんな先生方の御指導の成果と言えるのか、どういう事情なのか、中学校がやや低い段階で、逆に小学生は本当に大きくなっています。これが72万件、72万2,000ですね。こういう件数になっています。

ちょっと資料には提示しておりませんが、実は、このほかに暴力行為、子どもたちが小学校、中学校で受ける暴力の件数、これが実は10万8,000件、こういう件数になっています。これも過去最高だそうです。特に小学生の中で報告を受けています。

一方で大人が関わっている児童虐待も過去最高。こうして見ると、子どもたちをめぐるいろんなネガティブな現象というのは、年々深刻になっていきよるとというのが大体分かってくると思います。これはどうしたものか。

これは全国の統計ですので、私たちの足元の郡上市はどういうふうに推移しているのか。私はたびたびこうして一般質問でもこれを取り上げて、執行部の方に伺っておるんですが、また今回も申し訳ないですが、最近の不登校やら、子どもの状況を教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えします。

初めに、郡上市の不登校児童生徒の状況でございますが、令和6年度の集計で、小学校が41人、中学校が81人、合計で122人でした。本日、タブレットに資料を用意しておりますが、資料1に示したように、市においても増加傾向は続いております。

一方で、2年以上不登校が続いている児童生徒で、出席率が上昇した児童生徒を改善傾向と捉え、まとめた表が資料2です。改善傾向が見られた児童生徒の割合が、小学校で30%から36%、中学校が28%から53%と、令和5年度より令和6年度が高くなっております。これは、各小中学校での粘り強い取組と郡上市の不登校対策の成果と考えております。

しかし、新規不登校者数は、令和5年度が小学校が17人、中学校が28人、令和6年度が小学校が19人、中学校が26人と大きな変化はなく、今後、新規不登校への対策も含めて検討していく必要があると考えております。

次に、いじめの認知件数の推移は、資料3に示したとおりです。大きな増減はなく、郡上市におけるいじめ重大事態はありませんでした。いじめの様態としては、冷やかしかからかい、悪口、嫌なことを言われるのが最も高く、令和5年度は56%、令和6年度は46%となっております。

各学校には積極的にいじめを認知し指導していくことで、いじめの早期発見、未然防止に努めるよう引き続き指導をしてまいります。

次に、暴力行為の現状については、資料4のように、その年の児童生徒の状態によってばらつきがありますが、中学校より小学校のほうが暴力行為の発生件数が多い傾向が見られます。また、小学校・中学校ともに生徒間暴力が他の暴力行為より多いのが現状です。

郡上市の対策としては、児童生徒への指導方法を学ぶ場として、本年度、各学校の生徒指導主事を対象にアンガーマネジメント研修を行う予定であります。

以上でございます。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 全国的な傾向と基本的にはよく似ておる。流れは同じだと思いますが、ただやはりこの一つの限られた地域の中ですし、中山間といいますか、田舎の町の中ですので、やはりそれ特有の動きも若干あったり、あるいは先生方の御努力も教職員の方の御努力も功を奏しておるというふうに私も見ております。引き続き本当に大変なことです、御努力をお願いしたいと思います。

しかし一般的に言われるように、全国的な傾向としてのこの要因は一体何なのか。どうしてこんなふうにな登校が増えているのか。不登校のみならず、ほかの現象もですね。こうしたことを考えるときに、原因がやっぱりどうしても明らかに本当はしたいんですが、なかなかできない。不登校

の要因というのは本当に複雑怪奇で、なかなか特定できないところがあるのですが、文科省のほうでも、それはそれなりに分析をしながら報告もしております。

一つ紹介しますと、不登校の原因とは言わないで、そういう表現は使わないですね、不登校の状況という言葉を使っております。これはそういう報告がありますが、今年も出ております。その状況の項目がたくさんあるのですが、親との関わり、あるいは学校の先生との関わり、あるいはルールがどうのこうの、いろいろあるのですが、最大のパーセンテージを示しているのが1つ目です。学校生活にやる気が出ない、こういう報告があったというのが32%なんです。学校生活にやる気が出ない。俗っぽく言うと怠惰という言葉ですね、よく使いましたね、これ。怠惰と、怠けること。はい、これが32%を報告があった。これが原因とは言っていない。こういう報告があったということです。

2番目は不安や抑鬱の相談があった、これが23%。

同じ23%で、生活のリズムの不調がある。夜・昼逆転するということですね。食事もちょうと出ているのに食べないとかです、23%。

そして4番目が学業の不振、あるいは何回かにわたって宿題が出されない。要するに勉強が得意でないという報告があったが、15%です。いろんな言葉が並んできますが、省略をさせていただきます。

この上位4項目を見ると、そんな皆さんイメージでした。やる気が出ない、不安や抑鬱、そして生活リズムの崩れ、学業不振。これ全部ひっくるめて考えると、全て子どもが原因である。言ってみれば子どもの最近の流行りの言葉でいうと、自己責任ではないかと思える不信感だと思います。

しかし子どもたちは、自堕落な生活や不安になることや、勉強が得意でなくなるということが、最初からそういうふうな子どもなんかいないはずですから、どこかでそういうつまづきや、そういう要因を抱え込んでしまったわけですから、一番大事なのはその原因をつかむことではないかと思います。

病気で言えば熱が出たのに、熱だけを抑えてしまう、よく言われますね。ではなしに、なぜ出たのか、コロナウイルスなのか、インフルエンザなのか、これを特定しなければならないはずですが。そういう努力があまり聞こえてこない。文科省もそんなことあまり言わないんです。

そこで、今度は資料の3を御覧いただきます。3は3ページにわたりますので、最初のページの上の枠の中をちょっと御覧いただきたいと思います。

御覧になっていただきますと、出てますか。我が国と諸外国の子どもと若者の意識に関する調査。既に御覧になられた方もあるかと思いますが、その一番最初の概要が枠の中にあります。こども家庭庁が出しています。調査はそういうふうな会社が行ったようです。

以下、グラフを御覧いただくわけですが、最初に確認しておきたいのは、13歳から29歳まで

の、小学生は対象に入るか入らないかというようなところで、入っておりません。

それから調査期間は5年、11月から12月。調査の方法はサンプルを1,000校。こういうふうに見てますと、この調査はどれほど信憑性があるのか。膨大な数のハイソウの中で、たった1,000校を選んでいる。たったと言っちゃなんですけども、ただ外国の子どもたちのサンプルを1,000校を集めていると大変な努力がいると思うんですね。そういう点では大変な調査だと思います。

その下に2つグラフがあるのが、これはちょっと後回しにして、次のページに行っていただけませんか。資料3の2というものです。

これ4つグラフをちょっと拾ってみました、一番上が日本、以下アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデンという順番です。なぜこの5つの国を挙げたか、残り4つがあるでしょう。私たちが一般的によく比較する先進的な国々ということなんでしょうか。

一番上、うまくいくか分からんことでも意欲的に取り組む。要するに積極性を問うわけですが、そういうふうなんです。日本の場合、そう思う。以下。だいたい検討はつきます。

次、私は自分自身に満足している、自己肯定感と言われるやつです。そう思う。以下、そんな感じです。

次、自分が成長し、よりよい人になることを促すような経験をした、あった。社会的にいろんな活動や活躍をする場面があった。全く一度もない。以下、そういう感じです。

最後、そのページの最後ですね。自信を持って自分のアイデアや意見を考えて話をした。積極的な表現力、表現性。日本、一度もない。一度か二度あったかなというのを見ると半分近いと思います。大体御理解いただけると思います。

次の3ページ目に行っていただけますか。

これは将来自分の生活がどういうふうになっているかを問うものです。大体40歳ぐらいになったときのことを想定しているようですが、一番上、国際的に活躍している。昨日も大谷翔平選手が点を取られましたけど。本当に大活躍をしているんですね。野球界では本当に今、日本選手はすごいです。私も注目して、うれしく、わくわくしながら見ております。ところが、日本全体の若者で見るとこういう感じです。本当に一部の突出した選手たちがこうやって活躍しているんでしょうね。

次に、多くの人の役に立っている。40歳頃、将来私はこういうふうになっているはずだ。日本は、そう思う。10人に1人。

そして、ここがなかなか興味深いです。40歳頃は結婚している。ちょっとね。ほかの国もこんなに（ ）。あるいはその下、子どもを育てている。もっとひどい。なんか将来あまり明るい展望が見られません。こんな具合にデータが出てきておるわけなんであります。

そこで、このデータに登場する欧米の国々です。先ほど申しましたアメリカ以下の欧米の国にも、実をいうと、私は調べてみたんですが、不登校というのはやっぱりあるそうなんです。アメリカあ

たりでは不登校の子ども親が逮捕されるなんて、冗談のような本当のような話も実はあるんです。

というのは、極めて例外的なんです。日本でそんなことをしたら大変なことになってしまう。アメリカではそれが受け入れられるほど数が少ない。それは親の教育放棄、育児放棄というふうに見られるという話なんです。

ほかの国々も大同小異で、日本ほどは深刻な事態にはなっていない。ここに出てこないけども、実はこの間、隣の韓国、ここは日本の後を追っているみたいですね。大変な受験戦争であります。こういうのが最近の情勢のようです。ただ、それはちょっと横にしておいて。

そこで、日本の子どもたちは一体本当に大切にされてきているのだろうか。よく子どもにとって最善の利益をなんて、最近よく聞く言葉ですが、本当に最善の利益を享受してきているのか。

ちょっとここで、妙な問いかけをしますのでお許しください。皆さん方、これ、こういうふうに言われたらどう思われますか。大人社会には年休というのがある。私もありました、昔。これは当たり前前に皆さんあると思っておるし、取っていらっしゃる。どうして子どもにはないの。子どもだって時には休みたいときがある。違和感を感じられますか。それとも、駄目だと思われますか。

もう一個言います。大人社会には、大人の事務所や仕事場には大抵エアコンがついている。どうして教室にはないの。最近、郡上市をはじめ、いろんなところで、学校の教室にエアコンが設置されていますよね。それ以前、まだないところの声もあります。

実を言いますと、この声は、1万人の子どもたち、1万人の意識調査というアンケートの中で、子どもが言っているんです。これ私が言ったんじゃないです。その次の資料にこういう資料があると思います。これ、1万人調査をやったその結果なんです。やっぱりこども家庭庁がやりました。その文章回答にこういう問いかけがあったんです。言われてみればドキッとしませんか。するのは私だけでしょうか。私も経験的に、子どもとか生徒というのは、修行の身である。大人に向けての様々な苦勞をしながら修行をしているのだ。それなりの苦勞をすることは、苦しみも甘んじて受け入れるべきだなんて考え、ひょっとしたら結構残っているかもしれません。ですから、子どもは我慢すること、努力すること、もう一つ適応すること。適応というのは同調と考えてもいいかもしれません。こういうのを問われる存在、これを求める存在というふうに私たちはどうしても考えてしまい、そういうふうにしつけて指導してきた。これを私たちは教育だと。ともすると、そういう意識が非常に強くて、子どもたちのために一生懸命やらなくちゃと、強い意志を持って一生懸命頑張る教員は余計そうかもしれません。ときにはエスカレートして体罰なんていうことにも行きかねない。ここに私は、いろんな意味の根っこの部分で、日本の社会が子ども感をそういうふうを持っているところにいろんな問題があるんじゃないかというふうに考えてもおるんです。いろんな学者もいろんなことをおっしゃっていますが、もうそういう日本の古典的という言葉、いいか悪いか分かりませんが、以前から培われてきた日本の教育の概念はもう変えるべきである、こういう意見も

結構あります。

しかしですね、子どもは決して山伏でもなければ修行僧でもありませんから、やっぱり一個人人間として、大人と一緒に同じように尊厳と人格を持ち、お互いに共同しながら主体的な権利を行使する存在ですよ。これが今の考え方だと思うんです。誰もが多分御存じだと思います。でも現実にはこんな不登校が増えていく、暴力が増えていく。このギャップをどう考えているか。子どもの権利というのは一体どういうことなのか。そしてこれを広めて保障していくのは、私は大人の責任だと思います。

さて、ちょっと長々と説明をしてしまっただけで申し訳ございませんが、最後に、先ほどの資料3の1をもう一度御覧いただけますか。一番下のグラフを御覧ください。

意見表明の認知と言います。あなたは過去、子どもには自分に関係することについて意見や気持ちを聞いてもらえる権利、意見表明権があることを知っていますかと子どもに聞きました。聞いたことがない。名前だけは聞いたことがある。8割がこのレベルです。ほかの国を御覧になってください。決して高いわけではないかもしれませんが、それでもですよ、こういう数字なんです。

その上、これは付録みたいなグラフです。自国の将来は明るい、愕然とします。明るい、42%。国際的には国連の子どもの権利条約、そして、遅ればせながら一昨年、日本ではこども基本法、随分国連から間が空きましたけど。その中にはこう書いてありますね、細かく言うと大変ですけど。要約すると一番大事なところには、子どもの意見表明、今ありました。そして最善の利益の享受、権利の保障、子どもはそういう対象であると表明しているんです。

ところが、今のグラフに見られるように、日本の子どもたちはそういう意識が全くないと言っているんです。これは子どもがそう思っているんですか。親や教師もそうだと同じようだと言えるんですかね、言えませんがね、どうなのでしょう。私はその辺を聞きたいと思います。子どもがそう思っているということはやっぱり親や教師も、漠然と分かっただけでも実感としては分からないかもしれません。

そこで、最後に市長に伺いたいのは、子どもが置かれている状況、これに対する一つの対策といえますか、手だてとして、また、親や教師を含めた大人社会全般に対するアピールとして、そして、そういう子どもの世界をきちっと権利の全体として実現するために、市として子どもの権利条例を制定したらどうか。また制定すべきではないでしょうか。国連も国もつくってきた。こうして既につくった先進的な自治体が80ちょっとあるそうです。県内で言うと、実は多治見市は全国で3番目なんですね。その後岐阜市が制定されています。もし郡上市がそういうことになれば3番目になります。どうか子どもたちの権利を擁護し、そのために、おこがましいですが、先生方や家庭の親御さんの保護者の方々にもそういう意識を高めてもらうために、この権利条例の制定を私は思います。市長のお考えを伺う。これは市長が常々おっしゃっていらっしゃる若者へのシフトの一環にもなる

と思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 御質問にお答えします。

子どもの権利条例につきましては、県内での制定状況、今2つという具合におっしゃいましたが、ホームページ等で確認をさせていただきますと、形式に違いはありますが、現在7つの市町、岐阜市、大垣市、多治見市、山県市、本巣市、笠松町と坂祝町、ここで制定されていますが、全国的に見ても、現時点ではまだそれほど多いとは言えません。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、基本理念として、全ての子どもが個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないことができることが定められました。この法に基づく国のこども大綱でも、子ども若者の権利について当然規定されており、市でもこれを踏まえて策定いたしました郡上市こども計画において、子ども若者の権利の尊重、子どもや若者、子育て当事者の社会参画や意見表明機会の充実を規定したところです。

郡上市子ども・子育て会議においても、子どもの権利については以前から課題として取り上げられており、今後議論を深めていくことが必要と考えています。子ども若者の権利を守ることは、市政運営の基本方針でもあります、若者の未来を守ることに直結いたします。

現在、市内の小中学校では、年間を通して人権を大切にする活動に取り組んでいます。また、全ての中学校と小学校、11校には、学校独自の人権宣言も制定されています。こういった動きは、家庭や学校、また地域社会、こういったものの中で大きく見守りながら進めていくことが必要で、先生だけであるとか役所だけであるとか、そういったことだけではつくっていくことはできません。今後、学校での人権教育を継続して推進することに加えて、郡上市こども計画に基づき、広く市民に子ども若者の権利について積極的に啓発を行い、子ども若者の権利に対する理解の深まりを得ながら、子どもの権利条例の制定につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 私もこども計画の様々な資料を拝見しております。やっぱり文言としては同様のことが出てきますよね。子どもの権利、そして最大の利益を、基本的な人権が出てきますが、ただ、条例というのはちょっと異質なんです。計画とは異質なんです。計画はあくまでも内部において、こういう施策をこういうふうに行いますよというレベルですが、条例というのは、やっぱり外に向かって発信するものという観点で、ぜひとも前向きに捉えて、今、まとめていただきましたように、この条例の制定に向けて御努力をお願いしたいと思います。

かわいらしい子どもの未来を、口で言うのは簡単ですが、出生数を含めて本当に課題をたくさん私たちは抱えておると思いますが、一緒になってこれからも努力してまいりたいと思います。若干、時間を残しましたが、本当に御丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で、終わらせていただきます。

○議長（森藤文男） 以上で、野田かつひこ議員の質問を終了いたします。

◎議案第72号から議案第80号までについて（委員会付託）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程3、議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第80号 財産の無償譲渡について（旧美並庁舎ほか3施設）までの7議案を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ、議案第72号から議案第80号までの質疑の通告はありません。ほかに質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号から議案第80号までの7議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りをいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました7議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第80号までの7議案につきましては、6月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（森藤文男） ここで、日程の追加をしたいと思います。

お諮りをいたします。議案第83号 財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第83号を日程に追加することに決定をいたしました。

なお、追加日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、お願いをいたします。

◎議案第83号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（森藤文男） ただいま日程に追加しました日程10、議案第83号 財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）を議題といたします。

では、説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第83号をお願いいたします。

財産の減額貸付について（旧郡上八幡 町屋敷越前屋）。

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の決定を求める。

令和7年6月18日提出、郡上市長 山川弘保。

1、減額貸付けする財産、土地になります。

郡上市八幡町新町926番地、登記面積は284.29平方メートル。

同じく927番地2、2.71平方メートル。

郡上市八幡町橋本町914番地、79.33平方メートル。

同じく915番地2、51.96平方メートル。

地目は、いずれも宅地でございます。

2、減額貸付けする財産、建物になります。

旧郡上八幡町屋敷越前屋の母屋部分となりますが、延べ床面積が317.58平方メートル。

別棟の赤ちゃんの駅、4.0平方メートル。

同じく別棟の土蔵の1、2つある土蔵の入り口側のものがございます。29.94平方メートル。

同じく土蔵2、奥にある土蔵でございますが、37.57平方メートルでございます。

構造については、記載のとおりでございます。

3、貸付けの相手方。7者で構成する団体の代表構成員といたしまして、郡上市八幡町橋本町956番地、有限会社さんぷる工房、代表取締役 兼山勝治。

4、減額の理由。貸付け直後の施設運営を支援し、長期にわたる施設の安定的な活用を図るためとしております。

減額貸付けの期間ですが、令和7年7月1日から令和7年10月31日まででございます。

6、減額後の貸付金額は、月額11万7,000円でございます。

資料のほうを用意しておりますので、1枚画面のほうを見ていただきたいというふうに思います。

1の貸付けの相手方を御覧ください。今回、市内6者、市外1者の7者で構成する団体から、当該施設の貸付事業に御応募をいただきまして、所定の手続を経て貸付けの相手方に決定したものでございます。

この団体では、現在新しく法人を設立するよう手続中であり、まずは代表構成員と貸付けの契約

を行います。新法人設立後は新法人と改めて契約する予定としております。

2の事業提案内容を御覧いただきたいと思います。

当該施設は、郡上八幡の魅力の発信と文化財の活用、地域のにぎわい創出を目指す展示施設として活用されるということになります。

1階を無料ゾーンといたしまして、引き続きトイレ、赤ちゃんの駅機能を提供するほか、フォトスポット、物販などに利用いたします。

2階と土蔵は有料ゾーンといたしまして、各種展示、映像紹介などを予定されております。

スケジュールを御覧いただきたいと思います。

初めに施設改修工事とございますが、2階から土蔵方向への動線を確保するために、外階段を設ける計画とされております。工事はおどり期間を避け、9月から行う計画でございます。

展示内容の検討、展示品の準備、ウェブ、SNSなどの開設を経て、11月のオープンを目指されます。

この間においても、可能な限りトイレなどの公益的な機能は維持していただくこととしております。

貸付期間でございますが、令和7年7月1日から令和10年3月31日までとし、以後、申出のない限り1年ごとに更新をするものといたします。

このうち、減額して貸し付ける期間が7月1日から10月31日までの4か月間となります。

募集要項では、減額の期間を最長6か月としておりましたが、事業者からの提案により4か月とさせていただくものでございます。

最後に貸付価格でございます。基準の価格を23万4,000円とし、その2分の1である11万7,000円を減額して貸付けを行います。したがって、4か月分で46万8,000円の減額となります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。お聞きしたいと思います。

一つは、減額の理由の中に、登録文化財としての使用制限とか、こういうことは書かれておりませんけれども、現実には登録文化財であるから自由に使えないという部分があるのではないかなというふうに思います。

もう1点は、以前もまちづくり会議に貸し付けていたというか、あそこの利用であった、現在はそうですね、そのときにはちょうど私は6時ごろ、おどりのある日ですけど、前の山川議員と一緒に高山のある方を御案内をして歩いていたときに、6時に閉めると、おどりのある晩にですね。

ですから、おどりのある晩は、ここのトイレを使っていただけるということになっていたのではないかと、閉める時間を延長してもらった覚えがあるんですね。せっかく造った施設が、いろいろな方の御利用の中で、特にトイレ利用ということで使ってもらえるということで便宜を図っていただきました、そのときに、それ以降。

そういうことを踏まえてみると、今回は普通財産貸付けということですから、もう一つ、借りられる方がその目的以外で、一般の方がトイレだけを利用すると、そういう利用も、今まで御利用になった経験のある方がそこへ入られる可能性があるというふうに思います。

入場、有料になって閉め切りになればそうならないのかもしれませんが、そういうことにおいて、本来の営業ではない、しかしこれだけの施設ですから、皆さんに使っていただくということになりますと、その分のコストというのは、ある程度、営業ではない部分においてのコストとして見なければならないと。

私は、実はこの貸付けの減額理由の中に、文化財で使用制限がされる、それから市内の保有施設として、市有資産としてトイレ等を利用されると、そういうことについて御配慮があつて減額されるのではないかと、思っておったわけですけど、これを見る限りにはないということですね。

ですから、それはないということになりますと、文化財としての利用はできると。だけど、ある程度自由度があると。

それからもう一つは、夜は、5時に閉められようと、おどりのある日でも夕方の4時に閉められようと、それは借りられた方の自由だと。そういうお考えなのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） まず、文化財についての使用制限は確かに募集の際にお願いをしているところでございます。

例を申しますと、飲食店の利用については、臨時営業の範囲内であつたりとかというような条件をつけておりますし、文化財本体に対しましては、それを保全していくという観点から、外観の改装であつたりとか、外壁、内壁、柱等への塗装、また、主要構造材に関わる間取りの変更を伴う改築工事、増築の禁止ということで、一定の制限をかけさせていただきました。

そういった条件を踏まえた上で、募集のほうをさせていただいたわけでございます。

今回、この減額の理由に、文化財のためにこういった使用制限があるから減額をするのかという、そういった御質問でございましたが、まずは、私どもとしましては、あらかじめそういった条件を経て、そしてそれに伴った金額を提示して募集をさせていただいたということでございますので、まずはこの文化財のために減額をするということでは考えていないということでございます。

ここに記載のとおり、施設運営の支援というものをまずは考えているところでございます。

そして、トイレ等のコストにつきましては、賃貸料、貸付けの金額を算定する際に、公的使用部分に係る減額というようなところも考慮をさせていただきました。

具体的には、これまで公衆トイレとして公衆便所、また赤ちゃんの駅に係る管理費相当分、これを算定した額から控除をさせていただいて、それを月で割り戻しをいたしまして、月額を算定していくということでございます。

この募集の要項の中にも、トイレにつきましては、トイレ、赤ちゃんの駅の機能の保持や提供をするということで、公益的な機能というものは、貸付以後においてもお願いをしていくというようなことで条件としております。

したがって、特に観光シーズンにおいては、来館者の需要に応じてトイレ、赤ちゃんの駅の機能を提供してくださいということで条件としてつけておりますので、こういった条件に基づいて、これからもトイレ、赤ちゃんの駅については使用できるものと考えております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長(森藤文男) 13番 田中義久議員。

○13番(田中義久) 13番 田中です。御説明が納得できるものではなかったですね、私は。今言われた説明は、赤ちゃんの駅として使えるんだと。その分は減額をすると言われましたけれども、そうすると、そういう計算式を全部見せてもらいたいということになります。

しかも、夜間、おどりの期間、夜間は開けるってことですか。そうすると、人件費とか光熱水費も全部ついてきますよね。

ですから、そういうことからいけば、減額後の貸付金額というものがあって、しかもそれが6か月ということなんですね。

普通企業が見えたときに、スタートアップに3年間固定資産税相当額の奨励金を払う。これたしか3年間だと思うんですね。

そういうことから考えると、これどうして6か月なんですか。今言われたことは6か月だけやればいいじゃなくて、ずっとやっていくってことですね。

ですから、そういうことからいくと、なぜ長期にわたる施設の安定的な活用を図るということにもかかわらず、期間が6か月だけなのかと。こんな感じを持ちます。

僕は使い勝手として、そして今市長公室長が言われたことはありがたいし、そうあってほしいと思います。

しかし、そのことを課せるといいますか、そのことをやれよということになりますと、その部分について、そして文化財についても使用制限があると今言われましたから、そうすると、その部分

のことは私は勘案されてもいいのではないかと、こういうふう感じた次第でございます。いかがでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） まず、賃貸料の算定方法についてお伝えをさせていただきたいと思いますが、まず土地と建物に分けて算定をいたしております。土地については市で要綱を定めておりますので、その土地によります年額を定めております。

一方、建物については、建物の改修費のうち、国庫補助を入れておりますので、補助金を除いた一般財源分を耐用年数で除して算定をしております。

それを12か月で割って算定をしておるところでございますが、ここから公的使用部分に係る減額というところで、先ほど申し上げました公衆トイレ、赤ちゃんの駅に係る費用相当分を算定を除いておるところでございます。

具体的に申し上げますと、前段の減額前の金額が約25万円ほどになります。それから公的使用部分に係る減額分、これが月額で1万6,000円ほどになります。

これを差し引いた23万4,000円を現在の金額としておるところでございます。

したがって、公的部分に係る減額というものについては、この4か月の減額期間だけではなくて、それ以後も関わって、考慮してあるというようなところで御理解を賜りたいというふうに思います。

そしてトイレ等の利用について、もちろんこれから事業者とさらに協議を進めていく必要があるのかなというところは思っております。開く時間であったりとか、今回基本としてお示ししてある条件の中には、オープンする時間、要は提供できる時間まで、そこまで明示をしているわけではありませんので、今後事業者とはしっかりとそのあたりについては詰めていくといった点は必要になるというふうに思っておりますし、そのように対応したいというふうに思っております。

以上です。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 3回目で終わりとしますけど、自分としてもこの申請者の方とこうした話はしておりません。どうしたことをやるというような話のうわさといいますが、そういうことは承知はしていますけど、ただいま申し上げたことは一切事業主、申請者から話があったことではございません。

また、一方言えば、この団体が別になる可能性もある形の中で、今私が申し上げた登録文化財としての使用の制限と、そして赤ちゃんの駅とか、そうした公共的利用につきましては、やっぱりあ

ってほしいし、そういう制限もかけて、あるいは利用としては大いにそういうことを条件としてつけてほしいと思います。そのことによって生きるんだと、施設が、と思います。

けどそのことが、営業において、それだけでもトイレを使えば、それだけでも加算になるのではないかと思いますので、もし今後の交渉とか実績の中で、そういう部分において公的に少し見る必要があるということがあるのであれば、そういうことも、貸付けとは別に、貸付けの金額とは別に、例えばトイレの公的分というふうなことが認められる分があるとすれば、そういうものを勘案をしていただくということを希望して、以上とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） ほかにございませんか。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪です。この越前屋については、八幡の新町通りのいい場所にあって、昔からずっと八幡の人たちはなじみのある場所です。ここが市が運営して、何年間か運営しながら、なかなか採算が取れるような事業ができなかったということで、民間の人たちに活用してもらって、何かいい活用ができないかということで今回募集をされて、そして応募されて、この家賃で承諾した、この使用条件で承諾した人がもちろん応募されて実施する事業だと思いますが、今まで市がやって、なかなか採算ベース、もちろん採算目的にした建物ではなかったと思いますが、運営資金を出しながら維持をしていた施設を、全く民間の人から家賃をもらって運営してもらうということになるわけです。

もしこれがうまいこといけば、今まで一体何だったんだということにもなると思いますし、ほかの施設にも大きな影響を与えてくると思いますが、簡単になかなかこの施設を運営していくのは、家賃も4か月間の、今ほど田中議員からも話がありましたが、4か月間、補助金のみでスタートアップして自立していくというのは、僕は結構大変じゃないかなと思います。

この事業について、美並の子宝温泉のときも話がありましたが、あのときは市は一切手も出さないし口も出さないということでしたが、ここ越前屋については、市はどのような関わり方をされていくのか、聞かせてください。

○議長（森藤文男） 正午を過ぎましたが、このまま会議を続けます。

答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） まず、費用的なところで申し上げますと、今後市が費用として関与していく部分としては、家主、貸主としての立場から、建物の消防施設の法定点検であったりとか、建物の保険であったりとかというところの部分にとどまるというふうに思っております。

したがって、以降の運営については、事業者のほうにお任せをしていくというような形が原

則になってくるかというふうに思っております。

ただし、その中でも、今ほど13番議員さんから話がありましたが、公益的な部分というのがやはりあそこにはあるのかなというふうに思います。それはトイレであり、赤ちゃんの駅というふうに考えております。

ここに対しては、市としては、今後は相手方、事業者さんと話をさせていただきながら、これからお願いをしていくという立場の中で、あそこを運営していくというような形になると思います。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 2番 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。本当に新しい取組で、郡上市がこれから公共施設をどのように活用していくかということで、注目して見ていこうと思います。

家賃の設定についても、総務の委員会のほうで説明があって、減価償却とか含めて、公的なトイレだとか赤ちゃんの駅の分を引いて23万4,000円だという説明だったと思うんですが、ちょっと町中、あその通りでほかの店とかと比べると高いのかなという気がしないでもなくて、本当に大丈夫かなと思いますので、市としても、後、全部やっていけよという話だけではなくて、もし助けてほしいだとか、相談に乗ってほしいということがあれば、そこは市は力になってあげるべきだと思いますが、この辺どのようにお考えでしょうか。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長(河合保隆) 現時点において、そういったお話がまだスタートしたわけでもございませんし、これから始めていくものに対して、マイナスな気持ちというものではないと思います。

今後、状況を見ながら考えていくべき課題かなというふうに思っています。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 2番 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。本当に先ほども言いましたけど、今後も注目して見ていきたいと思いますし、事業者の方からもいろいろお話を伺って行って、また必要であれば積極的に私も発言していこうと思います。ありがとうございました。

○議長(森藤文男) ほかに。

(5番議員挙手)

○議長(森藤文男) みずのまり議員におかれましては、総務常任委員会の委員でございます。これは、後に総務常任委員会に付託する予定でございますので、そちらで質疑のほうはお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑を、以上で終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りをいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました議案第83号につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第83号につきましては、6月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 0時07分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 かつひこ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員